

## 八幡平市移住支援金 交付申請前チェックリスト

### 1. 移住元に関する下記要件のいずれかに該当している

- 当市に住民登録する直前に、連続して5年以上、東京 23 区に住民登録していた
- 当市に住民登録する直前に、連続して5年以上、東京都、埼玉県、千葉県、及び神奈川県（条件不利地域を除く）から東京 23 区内に通勤していた

#### 【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ◆東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ◆埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ◆千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ◆神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

### 2. 移住先に関する下記要件のすべてに該当している

- 平成 31 年4月1日以降に転入した
- 移住支援金の交付申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内である
- 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、当市に居住する意思を有している

### 3. その他下記要件のすべてに該当している

- 同じ世帯の中に、すでに移住支援金の交付申請をしている者はいない
- 暴力団等の反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者のいずれかの在留資格を有する

### 4. 就職・起業に関する以下の要件に該当している

#### [4-1] 就職の場合、下記要件のすべてに該当している

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する
- 移住支援事業を実施する都道府県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下マッチングサイト）に掲載されている求人への就職である
- 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でない
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時点において連続して3か月以上在職している
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトにその求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である
- 当該法人に、移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有している
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

[4-2]起業の場合、**下記要件に該当**している

- 1年以内に岩手県が岩手県中小企業団体中央会を通じて実施する、岩手県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている

**5. 世帯に関する要件すべてに該当**している(2人以上の世帯員向けの金額を申請する場合のみ)

- 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していた
- 世帯員が移住支援金の交付申請時点において同一世帯に属している
- 世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入した
- 世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時に転入後3か月以上1年以内である
- 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係を有する者でない